

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成17年7月29日

八尾市監査委員	西浦昭夫
同	北山諒一
同	三宅博
同	田中久夫

記

1 財政援助団体等監査

八尾市民自治研究所
八尾防犯協議会
八尾市自治振興委員会
八尾河内音頭まつり振興会

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 0729-24-3896(直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村 晃義 様
八尾市議会議長 杉本 春夫 様

八尾市監査委員 西 浦 昭 夫
同 北 山 諒 一
同 三 宅 博
同 田 中 久 夫

財政援助団体等の監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

- 1 監査の実施期間
平成17年5月30日から平成17年6月30日まで
- 2 監査の対象団体
八尾市民自治研究所
八尾防犯協議会
八尾市自治振興委員会
八尾河内音頭まつり振興会
- 3 監査の対象事項及び範囲
監査の対象事項 財務事務等
監 査 の 範 囲 平成15年度及び平成16年度上半期の事務事業
- 4 監査の目的及び着眼点
八尾市からの補助金にかかる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 5 監査の結果
出納及び出納に関連する事務について、次の指摘事項のとおり、注意、検討及び改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【八尾市民自治研究所】

1 文書事務について

伺書の決裁日が鉛筆書きのもの、研究支援申請書等に申請日の記入のないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

2 支出事務について

(1) 支払いの根拠となる請求書・領収証等証拠書類で宛名や日付、内容の記載のないもの、支出伝票で修正テープ・修正液で訂正されているものが見受けられたので適正な事務処理に改められたい。

(2) ボランティアスタッフに対する費用弁償が、現金支出後2～3ヵ月後に支払われているものが見受けられたので、速やかに支払うよう改善されたい。

【八尾防犯協議会】

支出事務について

決算内容が容易に分かるよう、団体としての議決である総会の会議録及び金銭出納簿を整理されたい。

【八尾市自治振興委員会】

支出事務について

各地区へ交付する地区活動費に係る「地区活動費支出使途及び金額報告書」については、会計処理規定第5条に基づき適切に処理されたい。

【八尾河内音頭まつり振興会】

支出事務について

支出伺及び領収に関する「支出申請書」において、必要書類が添付されていない等改善を要するものが見受けられたので適正化に努められたい。